リウマチ・アレルギー対策委員会の報告書(平成17年)におけるアレルギー疾患対策の評価

施策の柱	平成17年策定の方向性等における目標	実施主体	具体的方策	実績	問題点	今後の検討課題
1. 医療等の提供	・アレルギー 医療圏毎に、かかりつけ医・専門医療機関での円滑な連携体制の確保を図る。 診療ガイドラインの普及が重要である。 喘息死の減少を目指し、適切な医療体制の 確保を図る。 アトピー性皮膚炎患者が継続的に医療を受けられるよう、自己管理が可能となるように 方策を講じる。	行政(国)	具体的方策 ・アレルギー疾患管理に必要な医療体制の整備 (喘息死ゼロを目指した取組み) ・アレルギー疾患診療に精通したかかりつけ医の育成・診療ガイドラインの改訂及びその普及 ・専門情報の提供 ・アレルギー疾患管理に必要な医療体制の整備 (喘息死ゼロを目指した取組み) ・アレルギー疾患診療に精通したかかりつけ医の育成・アレルギー疾患専門の医師の育成・アレルギー疾患専門の医師の育成・保健師、看護師、薬剤師及び管理栄養士等の医療従事者の育成・診療ガイドラインの改訂及びその普及・専門情報の提供	・リウマチ・アレルギー特別対策事業「喘息死ゼロ作戦」の実施(※) ・厚生労働省内HP「リウマチ・アレルギー情報」における医療従事者・研究者向け情報の公開 ・喘息・アレルギー性鼻炎・アトピー性皮膚炎・蕁麻疹・シックハウス症候群・食物アレルギーのガイドラインの改訂、公開 ・厚生労働省内HP「リウマチ・アレルギー情報」における医療従事者・研究者向け情報の公開 ・リウマチ・アレルギー特別対策事業「喘息死ゼロ作戦」の実施(※) 19自治体で、他の自治体や医師会等との連携を図っている ・専門医療機関とかかりつけ医間の連携専門医が24時間体制で救急対応が可能な施設はない。 ・研修会・講習会等を実施している。 喘息患者の吸入ステロイド薬使用の普及率は約4割程度であった。	問題点 -リウマチ・アレルギー特別対策事業「喘息死ゼロ作戦」の実施自治体が少ない ・HP公開以外の取組がない ・今後も適時各診療ガイドライン等の改訂、公開を実施。 ・HP公開以外の取組がない ・リウマチ・アレルギー特別対策事業への参加は、想定より低調 ・専門医療機関とかかりつけ医の病診連携のあり方 ・かかりつけ医に対する継続的な教育・育成 ・専門医の配置のあり方 ・医療従事者の育成のあり方 ・専門情報の提供のあり方 (ガイドラインの策定が重複したり、間隔が不定期であったりしている)	・専門医療体制の整備 例:学会等と連携した、標準的医療の 提供体制 ・病診連携の整備 例:かかりつけ医や専門医間の連携 ・医療の標準化 例:診療ガイドラインの改訂・普及 ・人材育成 例:かかりつけ医、看護師等の育成 ・専門情報の普及 例:学会等との連携
2. 情報提供•相談体制	・アレルギー アレルギー疾患を自己管理する手法等の開発 を図る。 その手法等の普及啓発体制の確保を図る。	行政(国) 行政(地方自治体) 医療機関 学会等の関連団体	・自己管理手法とその修得法の普及 ・アレルギー疾患に関する情報の提供 ・相談体制の確保 ・自己管理手法の普及 ・アレルギー疾患に関する情報の提供 ・相談体制の確保 ・自己管理手法とその修得法の普及 ・アレルギー疾患に関する情報の提供 ・相談体制の確保	・厚生労働省内HP「リウマチ・アレルギー情報」における一般向け情報の公開 ・リウマチ・アレルギー相談員養成研修会の実施(※) ・アレルギー相談センター事業の実施(※) ・19自治体において、患者団体等との連携を図っている ・25自治体で普及啓発や独自事業を実施 ・29自治体で、相談窓口を設置 ・研修会・講習会の実施やパンフレットの配布 ・各関連団体におけるHPでの情報公開 ・医療機関、関連団体が個別に対応	・より効果的な情報提供のあり方 ・リウマチ・アレルギー相談員養成研修会の利便性 ・アレルギー相談センターのより有効な活用 ・リウマチ・アレルギー相談員養成研修会への積極的参加 ・自己管理手法の普及・啓発の継続 ・患者、一般の方がより接しやすい情報提供のあり方 ・医療機関、関連団体の協力、連携	・国民への正しい知識の普及例:アクセスしやすいHPの整備参加しやすい研修会等の実施複数ある情報資料の統合・相談体制の整備例:地方自治体、医療機関、関連団体
	・アレルギー アレルギーの原因物質の特定が可能となる手 法及び早期診断手法等を開発する。 有効な治療法に関する情報収集体制について 検討する。 花粉症の舌下減感作療法等の開発を推進す る。 食物アレルギーについて、可能な限り患者自身 が正しく抗原を知り抗原を回避できるよう、対策 を講じる。	行政(国) 医療機関 学会等の関連団体	・アレルギー疾患患者自己管理手法の確立 ・アレルギー疾患の予防法と根治的治療法の開発 ・病態・発症機序の解明 ・その他 ・医薬品の開発促進等	各研究課題の実施(※)	・各種アレルギー疾患の診療ガイドラインの改訂、医療従事者や患者を対象とした自己管理マニュアルの作成・改訂 ・各種アレルギー疾患の実数把握、病因・増悪因子にかかる情報の収集等 ・重症かつ難治性のアレルギー疾患の治療法の開発 ・医薬品の開発促進に資する研究の推進等	・診療ガイドライン等の改訂 例:診断・治療ガイドライン策定 ・継続的な患者データベース構築のあり方 例:医療機関や学会等が構築す べき患者データベースのあり方 ・新規治療法の開発 例:難治性喘息の治療法 アレルギー疾患の根治的 治療法 ・新規医薬品の開発促進 例:新規薬効成分の検出